

規制の事前評価書(要旨)「簡素化」

規制の名称	貸金業貸付媒介業務を行う金融サービス仲介業者の貸付条件等に係る書面揭示規制	
担当部局	金融庁企画市場局総務課調査室	電話番号: 03-3506-6000(内線:2757) e-mail: RIA@fsa.go.jp
評価実施時期	令和5年1月～3月	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>現行の金融サービスの提供に関する法律においては、貸金業貸付媒介業務を行う金融サービス仲介業者に対して、営業所又は事務所における貸付条件等の揭示を義務付けている。</p> <p>当該規制は、営業所又は事務所といった特定の場所に国民等が赴くことを前提とするものであり、国民等が必要な情報を確認するためには営業所又は事務所に赴く必要がある。この点、今日の情報通信技術の進展とインターネットの普及により国民生活におけるインターネットの利用が日常的なものとなっていることを踏まえれば、国民の利便性等の向上を図る観点からは、インターネットによる閲覧等を可能とし、いつでもどこでも必要な情報を確認できるようにすることが望ましい。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	金融サービスの提供に関する法律第32条で準用する貸金業法第14条
直接的な費用	費用の要素	
(遵守費用)	<p>今般、インターネット上での公表義務を加えることにより、貸金業貸付媒介業務を行う金融サービス仲介業者は、貸付条件等に関する情報をインターネット上で掲載するための対応が必要となる。</p> <p>令和4年11月22日時点で金融サービス仲介業者は計6者存在しており、現状、貸金業貸付媒介業務を行う者は存在していないが、仮に貸金業貸付媒介業務を行う金融サービス仲介業者が6者存在するとして、インターネット上での掲載に対応するための「遵守費用」を概算すれば、40,965円となる。</p> <p>なお、インターネット上で広告等を行っていない小規模事業者等に対しては、インターネット公表義務を適用させないこととしている。</p>	
(行政費用)	<p>現状、貸金業貸付媒介業務を行う金融サービス仲介業者は存在していないため、「行政費用」は発生しない。将来的に当該事業者が増加し、周知・広報の必要が生じて、実施に当たっては、業界団体を通じて行うことや金融庁のHPへの掲載等により、十分周知が可能のため、特段の行政費用は発生しない。</p>	
副次的な影響及び波及的な影響	副次的な影響等	
	当該規制による副次的な影響及び波及的な影響は基本的に発生しないものと想定している。	
その他関連事項	-	
事後評価の実施時期等	施行から5年以内に事後評価を実施することを想定している。	
備考	-	